

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日とする)

目 次

- ◇規 則 鳥取県会計規則の一部を改正する規則
- ◇規 則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 生活保護法による指定医療機関の廃止
- 生活保護法による医療機関の指定
- 結核予防法による指定医療機関の辞退
- 結核予防法による医療機関の指定
- 争議行為を行なう旨の通知
- 保安林の指定の解除
- 数人が共同して行なう土地改良事業の認可
- ” 新たに行なおうとする土地改良事業計画の認可
- 換地処分
- 土地の立入り
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集
- 政党、協会その他の団体及びその支部の収支に関する報告書の要旨
- ◇教委告示 臨時教育委員会の会議の招集

規 則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年四月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十二号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一 中

「物産館	委託販売物品の出納及び保管、 販売代金の収納並びに委託者に 対する支払に関する事務
青年の家	使用料その他の歳入金の収納に 関する事務

「青年の家

使用料その他の歳入金の収納に
関する事務

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十三年四月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十三号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表一第百九十八号中

「広告美術工 千八百円

「広告美術工 千八百円」を

木型工 千八百円

金属塗装工 千八百円

表具工 千八百円」

に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百九十八号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から病院を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年四月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診 療 科	名	廃 止 年 月 日
鳥取第一病院	鳥取市瓦町九番地	内科、外科、呼吸器科、胃腸科、循環器科、小児科、放射線科		昭和四十三年三月三十一日

鳥取県告示第二百九十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十

五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和四十三年四月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	診 療 科	名	開 設 者 名
昭和四十三年四月一日	タムラ病院	鳥取市瓦町九番地	外科、胃腸科、内科、小児科、呼吸器科		田村裕雄

鳥取県告示第三百号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則

（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。
昭和四十三年四月十九日
鳥取県知事 石 破 二 朗

辞 退 年 月 日 指定 医 療 機 関 の 名 称 所 在 地

昭和四十三年三月三十一日

鳥 取 第 一 病 院

鳥 取 市 瓦 町 九

鳥取県告示第三百一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二

十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。
昭和四十三年四月十九日
鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	開 設 者
昭和四十三年三月二十七日	中 本 内 科 医 院	東伯郡東伯町大字八橋一七四〇番地	中 本 二 郎
“ 四月 一日	タ ム ラ 病 院	鳥取市瓦町九	田 村 裕 雄

鳥取県告示第三百二号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、米子地区一般労働組合因伯通運支部長安田秀男から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年四月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 事件

- (一) 賃金引上げに関する事。
- (二) 時間短縮に関する事。
- (三) 退職金規定の改定に関する事。
- (四) 定年制の延長に関する事。

二 日時

昭和四十三年四月二十二日からこの事件が解決するまで

三 場所

米子市内及びその周辺

四 概要

三に掲げる場所の全域にわたり、あらゆる形の争議行為を実施する。

鳥取県告示第三百三三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十三年四月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

米子市両三柳字三保向ヒ四五八〇の一、四五八〇の六

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第三百四号

東伯郡東郷町大字国信一九四番地山根保則ほか三十六人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良（農地造成及び農道整備）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年四月十三日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十三年四月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百五号

東伯郡東郷町大字北福一〇四番地下田登ほか二十八人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良（農道整備）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年四月十三日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十三年四月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百六号

昭和四十二年十月二十六日付けで北条川土地改良区から申請のあつた新に行なおうとする土地改良（暗きよ排水、農道整備及び客土）事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年四月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年四月十九日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

東伯郡北条町大字弓原 北条川土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百七号

鳥取都市計画鳥取火災復興土地区画整理事業施行地第二工区の宅地について、昭和四十三年四月十二日換地処分があつたので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項後段の規定により告示する。
昭和四十三年四月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十二条第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りを行なうので、同法同条第二項ただし書の規定により告示する。
昭和四十三年四月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 事業の名称 米子都市計画米子駅前通り土地区画整理事業
- 二 施行者 鳥取県
- 三 立入りの目的 土地区画整理事業施行に係る基礎調査（家屋調査）のため
- 四 立ち入ろうとする土地の区域 米子市明治町、万能町、日野町、久米町、加茂町二丁目、東町、茶町、塩町及び末広町
- 五 立ち入ろうとする期間 昭和四十三年四月二十二日から昭和四十四年三月三十一日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六号

昭和四十三年第四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。
昭和四十三年四月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一日時 昭和四十三年四月二十二日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 参議院議員通常選挙について

鳥取県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条及びこれを準用する同法第十八条の規定による政党、協会その他の団体及びその支部の収支に関する報告書の要旨を、同法第二十条の規定により次のとおり公表する。

昭和四十三年四月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

- 1 種類 政治資金規正法第12条及びこれを準用する同法第18条の規定による報告書
- 2 期 間 昭和42年7月1日から昭和42年12月31日まで
- 3 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額	一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額	一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理年月日
		件数	総額	件数	総額		件数	総額	件数	総額	
生 口 泰 治 後 援 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43.1.6
加 藤 重 蔵 後 援 会	0	0	0	0	0	2,000	1	2,000	0	0	43.1.12
公 明 党 鳥 取 県 支 部 連 合 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43.1.10
自 由 民 主 党 鳥 取 県 支 部 連 合 会	1,994,000	2	1,334,000	7	660,000	2,006,432	215	1,977,833	0	0	43.2.2
生 長 の 家 政 治 連 合 会 鳥 取 県 支 部	0	0	0	0	0	89,872	5	85,620	0	0	43.1.10
清 風	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43.3.11
全 国 た ば こ 耕 作 者 政 治 連 盟 鳥 取 支 部 連 合 会	0	0	0	0	0	284,280	2	284,200	0	0	43.1.10
全 国 た ば こ 耕 作 者 政 治 連 盟 米 子 支 部	0	0	0	0	0	614,321	36	608,351	0	0	43.1.10
全 国 た ば こ 耕 作 者 政 治 連 盟 米 子 支 部	0	0	0	0	0	571,864	4	571,864	0	0	43.1.12
大 韓 民 国 居 留 民 団 体 鳥 取 県 本 部	0	0	0	0	0	162,940	14	152,140	0	0	43.1.12
鳥 取 県 医 師 連 盟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43.1.10
鳥 取 県 歯 科 医 師 政 治 連 盟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43.2.19
鳥 取 県 東 部 徳 安 後 援 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43.1.13
鳥 取 県 徳 安 後 援 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43.1.8
鳥 取 県 民 主 政 治 研 究 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43.1.5
鳥 取 県 葉 栗 刑 師 政 治 連 盟	0	0	0	0	0	79,800	1	79,800	0	0	43.1.13
鳥 取 県 農 政 同 志 会	0	0	0	0	0	16,940	3	16,940	-0	0	43.1.12

日本社会党 鳥取県本部	2,000.713	0	0	0	0	2,103,334	142	2,057,971	0	0	43.4.3
日本民主教育政治連盟鳥取県支部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43.1.22
広山藤衛後援会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43.1.13
民主社会党鳥取県支部連合会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43.1.5
民有林振興協会鳥取県支部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43.1.9

4 主たる寄附者及び支出

(1) 寄附者

政党、協会その他の団体名	寄附の総額	件数	寄附者の氏名又は団体名	職業	住所又は主たる事務所の所在地
自由民主党鳥取県支部連合会	156,000円	1件	鳥取県会自由民主党		鳥取県鳥取市
	60,000円	1件	赤沢正道	会社社長	東京都千代田区
	60,000円	1件	吉井喜美	団体役員	東京都千代田区
	360,000円	2件	徳実藏	会社社長	東京都千代田区
	60,000円	1件	宮崎正雄	会社社長	東京都千代田区
	60,000円	1件	仲原善一	団体役員	東京都千代田区
	60,000円	1件	西村尚治	団体役員	東京都千代田区
	1,178,000円	1件	自由民主党本部		東京都千代田区

(2) 支出

政党、協会その他の団体名	支出の総額	件数	支出の目的
1 加藤重蔵後援会	2,000円	1件	通信費
2 自由民主党鳥取県支部連合会	348,000円	12件	職員費
	152,710円	27件	旅費
	234,840円	23件	雑給
	174,400円	6件	電話料
	109,040円	27件	通信運搬費

	4,300円	2件	消耗品費
	89,310円	11件	印刷費
	3,995円	2件	備品費
	32,000円	15件	広告料
	60,000円	6件	借家料
	150,000円	8件	西部事務所費
	11,500円	7件	雑費
	32,450円	4件	役員旅費
	24,020円	2件	総務会費
	179,585円	21件	組織部会費
	12,380円	3件	青年部会費
	223,788円	22件	婦人部会費
	15,460円	5件	政調会費
	21,600円	4件	政策研修費
	38,855円	6件	予備費
	59,600円	2件	返済金
3 生長の家政治連合鳥取県支部	1,470円	1件	通信費
	68,850円	3件	分担金
	15,300円	1件	活動費
4 全国たばこ耕作者政治連盟 鳥取県支部連合会	2,400円	1件	印刷費
	281,800円	1件	拠出金
5 全国たばこ耕作者政治連盟鳥取支部	157,270円	10件	旅費
	335,245円	18件	大会費
	15,216円	5件	会議費

6	全国たばこ耕作者政治連盟米子支部	93,150円	1件	拠出金
		7,470円	2件	印刷費
		15,548円	1件	役員会費
		188,600円	1件	拠出金
		174,900円	1件	大会費
		192,816円	1件	旅費
		39,340円	6件	電話料
		108,000円	6件	人件費
		4,800円	2件	光熱費
7	大韓民国居留民団鳥取県本部	79,800円	1件	拠出金
8	鳥取県薬剤師政治連盟	6,809円	1件	会議費
9	鳥取県農政同志会	7,000円	1件	資料費
		3,131円	1件	通信費
10	日本社会党鳥取県本部	266,022円	24件	活動費
		706,500円	10件	給料
		130,620円	22件	通信費
		120,025円	6件	党費
		12,285円	4件	光熱水費
		83,495円	20件	会議費
		18,367円	4件	仮受金返金
		48,576円	7件	保険料
		5,000円	3件	広告料
		10,296円	6件	消耗品費
		267,256円	10件	旅費

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第八号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十三年四月十九日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

- 一 日時 昭和四十三年四月二十三日 午後一時三十分
- 二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題
 - 1 鳥取県教科用図書選定審議会に諮問することについて
 - 2 現業職員の給与に関する規則の一部改正について
 - 3 その他

309,050円	10件	育成費
21,955円	1件	報償費
1,955円	1件	還元金
10,200円	1件	入場税
8,088円	1件	提出金
2,000円	1件	寄附金
15,000円	2件	負担金
16,800円	6件	印刷費
4,481円	3件	食糧費

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】